

第 8 期 介護保険サービス給付費及び保険料について

- 1 同封しております計画冊子の P103～P110 にかけて、「第 5 章 介護保険サービス事業費の見込みについて」を新たに設け、「1 介護保険サービス給付費総額の推計」及び「2 第 1 号被保険者の保険料の推計」を記載しておりますので、ご確認ください。
- 2 第 8 期の第 1 号被保険者の保険料基準額について 資料 3-2, 3-3 参照
資料 3-2 において、第 8 期の第 1 号被保険者の保険料基準額を記載しております。
資料 3-3 において、第 7 期と第 8 期の保険料段階を表にし、比較しております。

第 8 期の介護保険料基準月額 第 5 段階 5,740 円 (+250 円)

第 7 期の介護保険料基準月額 第 5 段階 5,490 円

近隣市（阪神南間）においても、概ね、同額程度の保険料の上昇となると確認しております。

【主な考え方と内容】

- (1) 施設整備等に伴う介護給付費の上昇が見込まれますので、保険料の上昇は一定やむを得ない状況ですが、新型コロナウイルスによる家計への負担の影響等を鑑み、基金を投入し、保険料の上昇幅を抑えております。
- (2) 第 2 段階については、第 7 期に国において、保険料の軽減がなされたため、第 8 期は、市独自の軽減（0.05 の軽減）は行いませんが、上昇による負担を抑えるため、新たに経過措置による軽減及び減免制度を設けることとしております。（料率増及び軽減・減免措置）
- (3) 第 4 段階については、課税世帯ではあるものの、本人収入が 80 万円以下であり負担が大きいことから、新たな低所得者への軽減策として、市独自の軽減を実施し、保険料率を 0.9 から 0.875 に引き下げます。（料率減）

- (4) 第7期において、段階ごとの保険料率の差に開きがあった第9段階、第12～14段階については、他市の料率も参考にしつつ、保険料率を見直しております。（料率増）

- (5) 介護保険法施行規則の改正に伴い、第7段階～第9段階の合計所得金額の上限を見直しております。（軽減的措置）

以上